

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「佐ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ装置）（以下「装置」という。）を装着の際、代金の一部を助成することとし、事業用トラックの交通事故削減に努めることを目的とする。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、国の事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)の対象装置と同一とする。

(助成対象期間)

第3条 原則として、当該年度の2月末日までの導入分とする。

2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに装着する第2条の装置に対して1台あたり2万円を交付し、1事業者あたり3台を限度とする。ただし、他からの補助金等がある場合には、助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施することができる。

2 交付額には消費税を含めないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号の衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 請求書
- (2) 領収書等(リースの場合は、リース契約書)
- (3) 装着車両の自動車検査証
- (4) 装着証明書

(助成金の交付)

第6条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第7条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならないものとする。

2 交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該装置に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、

期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(対象装置の処分)

第8条 交付対象となった装置が、装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。

2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

(保存期間)

第9条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、2019年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。